

- 3.甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税等は、甲が負担する。
- 4.甲は、乙に処理業務に対する報酬を搬入の都度現金にて支払うこととする。但し、特約事項に支払方法について定めのある場合はそれによるものとする。
- 5.甲の委託する廃棄物が、最終処分場に搬入される重量に応じて、産業廃棄物税を課税することとする。

第 10 条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第 11 条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第 12 条（業務の調査等）

甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

第 13 条（契約の解除）

- 1.甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれか又は関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2.甲の義務違反により乙が解除した場合、乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- 3.甲、乙は本契約の相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

第 14 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲及び乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

第 15 条（委託契約期間）

この契約の有効期間は、 20 年 月 日 から 2027 年 3 月 31 日までとする。

特 約（報酬の支払い方法・その他）

乙は、第 9 条 2 項に基づき、廃棄物の処理価格に変動が生じた場合は、1 ヶ月前までに文書にて通知するものとする。

令和 8 年 3 月改訂版

産業廃棄物処理委託契約書

契約番号 P

20 年 月 日

住 所

名 称

代表者 ㊞ （以下「甲」と言う。）

㊞

住 所 沖縄県沖縄市字池原 3190 番地 3

名 称 株 式 会 社 倉 敷

代表者 代表取締役 南 秀 樹 ㊞ （以下「乙」と言う。）

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物（以下、「廃棄物」と言う。但し、特別管理産業廃棄物を除く。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。この契約の締結にあたり本書を 1 通作成し、それぞれ記名押印の上、甲が本書を保有し、乙がその写しを保有する。

第 1 条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

●処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： 沖縄県

許可の有効期限： 令和 10 年 7 月 26 日

事業区分： 別添許可証のとおり

産業廃棄物の種類： 別添許可証のとおり

許可の条件： 別添許可証のとおり

許可番号： 第 04742200302 号

2. (委託する廃棄物の種類、数量及び処分単価)

甲が乙に処分を委託する廃棄物の種類、数量、処分単価は次のとおりとする。

廃棄物の種類				
廃棄物の名称				
予定数量				
処理単価				

廃棄物の種類				
廃棄物の名称				
予定数量				
処理単価				

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は甲から委託された前項の廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：株式会社 倉敷
所在地：別添許可証のとおり
処分方法：別添許可証のとおり
施設の処理能力：別添許可証のとおり

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から乙に委託された廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

	許可番号	事業所の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1	第04722029353号	(株)久和建創	沖縄県うるま市与那城 饒辺 618 番 4 外 2 筆	固化	121.5 t / 日
2	第08840081663号	(株)大分 グランマ	大分県大分市大字松岡字 長尾 925 番 35 外 61 筆	管理型埋立	面積 25,103 m ² 容量 988,991 m ³
3	第08830230962号	(株)松岡環境 開発	大分県大分市大字松岡字 長尾 925 番 1 外 29 筆	管理型埋立	面積 49,094 m ² 容量 1,413,280 m ³
4	第04742200302号	(株)倉敷	沖縄県うるま市石川東 恩納 441 番 1 他 41 筆	管理型埋立	面積 17,128.28 m ² 容量 230,681 m ³

5. (搬入業者)

第2条第2項の廃棄物の第2条第3項に指定する事業場へは、次の収集運搬業者が行う。

名称：_____
所在地：_____
許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業の範囲：_____
許可番号：_____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1.甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報をあらかじめ記入し、乙に通知しなければならない。

必要情報（発生工程、性状、性状の変化、荷姿、混合による支障、含有マークの表示がある場合はその旨、石綿含有産業廃棄物はその旨、その取扱いの注意事項）

2.甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等に変更が生じた場合は、乙に対し速やかに文書等により通知するものとする。

第4条 (産業廃棄物管理票)

甲は、廃棄物の搬出の都度、法に定める産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、乙に交付しなければならない。

第5条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から引渡しを受けた廃棄物に係る委託業務を完了したときは、遅滞なくそのことを甲に報告しなければならない。但し、乙は、産業廃棄物管理票の写しを送付することにより、業務終了報告に代えることができる。

第6条 (義務と責任)

1.甲は委託業務に支障が生じるおそれのある物質が混入しないように注意をする。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障が生じ、又は生じるおそれのある場合には、乙は廃棄物の取引を拒否することができる。
2.乙は、甲から通知された第4条必要事項欄の情報に基づき細心の注意を払って委託業務を行う。
3.乙は、法令及びこの契約に従い、甲から委託された廃棄物を乙の事業場における受入から処分まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う、この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第7条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面により定めるものとする。

第8条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第9条 (報酬・消費税・産業廃棄物税・支払い)

1.甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬については、第2条に定める単価に基づき算出する。
2.報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。